

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和6年2月29日

事業所名 京都市児童療育センター「きらきら園」

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		・利用人数に合った規模の部屋を使用するようにしている。	昨年度の意見をふまえ、利用人数に合わせて使用する部屋を入れ替えるなど、柔軟に対応している。
	2 職員の配置数は適切である		○		児童の安全や支援の質を保障するため、常に国の基準以上の職員を配置している。集団療育を担任制で実施しているため、児童の出席状況や職員の出勤状況によって、職員が多すぎると感じたり、通常より手薄であると感じたりすることが「適切でない」という評価につながった。今年度、担任以外の職員が児童とかかわる時間を設け、利用者から好評を得た。担任制の良さは活かしつつ、園全体の責任で職員全体の力がすべての利用者に届くよう、運営していくことが課題である。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		・同じ部屋を多数の児童が入れ替わりながら使用しているため、発達段階や特性に応じてできる範囲の工夫を行っている。 ・保育室では児童の導線を考慮した物の配置を行っている。 ・活動に使用する部屋にグループのマークを貼るなど、児童がみてるようにしている。	ハード面では、建物が古く、特に水回りなどは使い勝手の良くない所がある。すぐには難しいこともあるが、少しずつ改善をすすめる。ソフト面では、発達障害者支援センターの研修を受け、児童にとってわかりやすい環境を作る工夫を行っている。部分的な工夫にとどまっているところがあるので、園全体の環境作りに広げていくことが課題である。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		・こまめに消毒、清掃をしている。 ・季節に合わせた装飾をしている。	建物の限界はあるが、できるだけ快適に過ごせる工夫をしている。コロナ禍で消毒・清掃を徹底したことにより、以前より清潔を保ちたいという機運は高まっている。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している		○		改善に関する意見はたくさん出るが、それを全体で共有したり、具体的な目標を立ててやりきる力はまだ弱い。業務上、話し合いに使える時間は限られているので、現実的に実行可能な仕組みづくりが急務である。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		・毎年実施している。	毎年評価を実施してきたが、人数が多いため集計や結果報告が遅くなりがちだった。評価の時期や方法を見直し、年度内にお伝えできるように改善した。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		・令和2年1月に実施した。	前回の実施から3年が経過しているため、再度受診したい。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		・法人主催の研修、外部の研修問わず案内し、受講を勧めている	コロナ禍でオンライン研修が増え、全国の研修に限られた時間で参加できるようになったため、受講する機会が増えた。外部の研修に参加しやすくなった一方で、業務や勤務形態の多様化により、施設内で一斉に行う研修の時間は取りにくくなった。知識を得るだけでなく、自身の業務を振り返ったり深めたりする機会を作ることが必要である。業務時間外に自主的に学んでいる職員も多い。それも含め、個人の研修計画を立てたり、仕事に活かせるようにしたりすることが必要である。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○			新入園児を受け入れる際、「おひさまルーム」というアセスメントのための時間を設け、複数人で児童の評価と保護者のニーズの聴き取り、療育見学ができるようにしている。アセスメントと同時に処遇検討会議を行い、より多数の視点でサービス内容を検討するようにしている。多くの職員が「おひさまルーム」や処遇検討会議に参加するようになったことにより、職員全体のアセスメントに関する意識が高まった。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している		○	・公認心理師による発達検査、言語聴覚士による言語検査の機会を設けている。	全員に定期的な検査の実施は、現在のところ困難である。幅広い職種が扱えて簡易にできるアセスメントツールの導入も検討する。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		・個々に応じた支援内容を記載するよう努めている	児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者等基礎研修修了者が話し合いを行い、児童発達支援計画書を充実させるための検討を行っている。以前より個別的なニーズや支援方法に踏み込んで計画書を作ることができるようになってきた。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			目標設定や支援内容が以前より具体的になり、計画に沿った支援を実施しやすくなったと実感している。時間が経つと薄れやすいので、意識的に計画に立ち返ったり計画を見直したりすることが必要である。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		・グループ会議をし、プログラム立案を共有している。	
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			安心と習得のために繰り返し実施する活動もあれば、イベントとして単発で実施する活動もあり、季節や発達段階、好みなど児の様子を見て、臨機応変に変更している。より多様なニーズに応えられるよう、活動内容の選択肢を広げていきたい。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	○		・グループ療育が中心だが、必要に応じて個別での療育の機会を設けており、個々に合わせて実施している。	
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		・グループ療育の前には、打ち合わせの時間を設定している。	事前の打ち合わせと事後の振り返りは大切なので、確実に時間が取れるよう、毎年全体のスケジュールを見直したり改善したりしてきた。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		・グループ療育の後には、振り返りの時間を設定している。	
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		・グループ療育の記録以外に、言語相談や発達相談など担当していない時間の記録も必ず確認している。 ・全員が記録に目を通しておくように、声をかけ合っている。	振り返りの時間に記録を取りきることができず、情報の共有が遅れることがある。記録を次回の計画に反映させるところまでを意識して取り組みたい。
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○				
その他	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○			今後もより多くの関係機関と連携していきたい。

関係機関や保護者との連携	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○			
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている		○	対象の方が少ないこともあり、整備されているとはいえない。細やかに連携しあえる体制作りが必要である。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		・引き継ぎ書類を作成し、訪問して情報共有をしている。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		・引き継ぎ資料を作成し、郵送している。 ・一部の地域については、就学前の情報交換会に出席し、直接情報提供を行っている。	学校と直接話し合いをしている例はまだ少ないが、環境が大きく変わるタイミングなので、支援をつなぐ方法を引き続き検討していきたい。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている		○		近隣に児童発達支援事業所が増えてきている。それぞれの特色を理解し、連携が取れるようにしたい。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		○		保育所・こども園・幼稚園と併行通園している児童がほとんどなので、当園主導で交流の機会を作ることはしていない。在宅の児童を対象に、児童館と交流することを検討中である。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている		○	・担当が個別またはグループ単位で相談に応じている。	保護者グループや学習会の取り組みを実施し、「ペアレント・トレーニング」というプログラムでは実施していないが、保護者支援に取り組んでいる。プログラムの受講を希望される方には大学等他機関で保護者が参加しやすい研修を案内して学ぶ機会を保障したり、きらきら園でも保護者支援の中に取り入れるなど充実を図る。
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○			
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		・利用者全員が加入するような組織は無いが、小グループで話し合いを行ったり、卒園児の保護者とつなぐ機会を作ったりしている。	・在宅児の保護者は「親の会」として活動を行っている。在宅児・併行通園児問わず、グループ単位で話し合ったり、先輩保護者から話を聞く機会を作ったりしている。 ・在園児・卒園児問わず、保護者に会議室の貸し出しを行い、自由に交流できるようにしている。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○			
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		・在宅児対象に、月間予定を伝えるお便りを発行している。 ・看護師が年4回『ほけん通信』を発行している。 ・不定期でブログに活動の様子を発信している。	利用者全員を対象とした通信を発行していたが、現在は途切れている。ブログの記事も少ない。どのメディアでどんな内容を伝えるか整理して、継続的に情報提供を行ってきたい。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○			
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○			個別に伝えるには意思疎通の手段選択肢を複数用意できるよう具体化する。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		・見学日や「きらきらパーク」の日に、利用者以外の児童や保護者を受け入れた。 ・会議室を地域の方に貸し出ししている。	・個人情報の問題があるので、行事の開放は困難である。利用者以外の方の見学日を設けて、希望者を受け入れている。大学と協力して児童発達支援につながる前の児童と保護者が利用できる「きらきらパーク」というイベントを年4日土曜日に実施した。 ・地域の自治会や諸団体に会議室の貸し出しを行っている。
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○			・毎月火災の避難訓練を実施しているが、地震や不審者対応などの訓練も実施する。 ・保護者へのマニュアルの周知をおこなう。
非常時等の対応	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○			
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○			
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			以前よりヒヤリハット報告書はあったが、より早くリスクの共有ができるよう、朝礼・昼礼・終礼でこまめに情報共有している。報告書の書式も、統計的に処理して分析できるよう変更した。「子ども安全健康委員会」を設置し、ヒヤリハットの分析からマニュアルを整備していく予定である。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○			
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○			

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。